

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 7 月 22 日

水 曜 日

第 3936 号

目 次

告 示

- 富山県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正 1
- 都市計画の変更 2
- 都市計画事業の事業計画の変更認可 3
- 都市計画事業の認可 3
- 定款変更及び新規土地改良事業施行の認可 4
- 自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称
- 小型機船底びき網漁業の許可の申請期間 5

公 告

- 特定非営利活動法人の設立認証の申請 6

正 誤

- 平成26年 6 月 13 日付け第3775号付け告示 7

告 示

富山県告示第325号

富山県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正について

富山県地域総合整備資金貸付要綱（平成 4 年富山県告示第 294号）の一部を次のように改正する。

平成27年 7 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

第 1 条中「財団法人地域総合整備財団」を「一般財団法人地域総合整備財団」に改める。

第 3 条第 1 項第 3 号中「2 千 5 百万円」を「1 千万円」に改める。

第 5 条第 4 項中「（第 5 項に該当する場合を除く。）」を削り、同条第 5 項を削り、同条第 6 項を同条第 5 項とする。

第23条及び第24条中「（第 5 条第 5 項に該当する場合を除く。）」を削る。

様式第1号中「財団法人地域総合整備財団」を「一般財団法人地域総合整備財団」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

富山県告示第326号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年7月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類及び名称

（種類）富山高岡広域都市計画道路

（名称）3・4・426号 戸出東西中央線

3・5・453号 高岡新駅停車場線

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

高岡市戸出字大学島、戸出町一丁目、戸出栄町、戸出字正園野、戸出、戸出町二丁目、和田、羽広、羽広一丁目の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

高岡市都市創造部都市計画課

（「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第327号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年7月22日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称
氷見市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
氷見都市計画道路事業
3・4・16号 氷見伏木線
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業施行期間
平成12年11月8日から
平成30年3月31日まで

富山県告示第328号

都市計画事業の認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年7月22日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称

砺波市

2 都市計画事業の種類及び名称

砺波都市計画道路事業

3・5・10号 駅前線

3 事業地

(1) 収用の部分

富山県砺波市表町、太郎丸築川島 地内

(2) 使用の部分

富山県砺波市表町、太郎丸築川島 地内

4 事業施行期間

平成27年7月22日から

平成30年3月31日まで

富山県告示第329号

定款変更及び新規土地改良事業施行の認可について

朝日町土地改良区から申請のあった定款変更及び辻岩崎地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項及び同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成27年7月14日認可した。

平成27年7月22日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第330号

自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称について

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条及び第118条の規定により、自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり定め

たので告示する。

平成27年7月22日

富山県知事 石 井 隆 一

募集種目	試験期日	試験場の名称	試験場の位置
自衛官候補生 (男子)	平成27年7月22日 (水)	金沢駐屯地	石川県金沢市野田町 1-8

富山県告示第331号

小型機船底びき網漁業の許可の申請期間について

富山県漁業調整規則（昭和39年富山県規則第61号）第7条第2項の規定により、次に掲げるA海域内の海域を操業区域とする漁業法（昭和24年法律第267号）第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業に係る許可の申請期間を次のとおり定めたので、同規則第7条第3項の規定により公示する。

平成27年7月22日

富山県知事 石 井 隆 一

A海域

下記の(1)及び(2)を結んだ直線と(2)から(3)までの150メートル等深線並びに(3)から(19)までの17点を順次結んだ16直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

- (1) 富山県と石川県との最大高潮時海岸線における境界点
- (2) (1)の点から80度00分（真方位。以下この表において同じ。）の線と150メートル等深線との交点
- (3) 氷見市阿尾鼻と富山市四方漁港西防波堤突端を結んだ線と150メートル等深線との氷見市阿尾鼻からの最初の交点
- (4) 氷見市阿尾鼻と富山市四方漁港西防波堤突端を結んだ線と高岡市伏木港右岸赤燈台から40度00分の線との交点
- (5) 高岡市伏木港右岸赤燈台から40度00分の線上1.6海里の点
- (6) 高岡市伏木港右岸赤燈台から60度00分の線上1.7海里の点
- (7) 高岡市伏木港右岸赤燈台から60度00分の線と氷見市阿尾鼻と富山市四方漁港

西防波堤突端を結んだ線との交点

- (8) 氷見市阿尾鼻と富山市四方漁港西防波堤突端を結んだ線と高岡市岩崎鼻と滑川市櫛原神社森の頂点とを結んだ線との交点
- (9) 高岡市岩崎鼻と滑川市櫛原神社森の頂点とを結んだ線と射水市海老江中央宮の森の頂点と片貝川河口左岸とを結んだ線との交点
- (10) 射水市海老江中央宮の森の頂点と片貝川河口左岸とを結んだ線と富山市水橋漁港西防波堤突端から 323度00分の線との交点
- (11) 富山市水橋漁港西防波堤突端から 323度00分の線上 2.6海里の点
- (12) 富山市水橋漁港西防波堤突端から 332度00分の線上 2.6海里の点
- (13) 富山市水橋漁港西防波堤突端から 332度00分の線上 3.0海里の点
- (14) (13)の点と片貝川河口左岸とを結んだ線と滑川市櫛原神社森の頂点と黒部市生地鼻から 270度00分の線上 2.0海里の点とを結んだ線との交点
- (15) 黒部市生地鼻から 270度00分の線上 2.0海里の点
- (16) 下新川郡入善町芦崎西端から 315度00分の線上 2.0海里の点
- (17) 下新川郡入善町吉原と入善町田中との最大高潮時海岸線における境界点から 0度00分の線上 2.0海里の点
- (18) 富山県と新潟県との最大高潮時海岸線における境界点から 356度00分の線上 2.0海里の点
- (19) 富山県と新潟県との最大高潮時海岸線における境界点

申請期間

平成27年7月31日（金）から8月14日（金）まで

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年7月22日

- 1 申請のあった年月日
平成27年7月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人笑顔スポーツ学園
- 3 代表者の氏名
小川 耕平
- 4 主たる事務所の所在地
富山県富山市坂本1946番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して、スポーツ活動推進支援に関する事業を行い、人々が心身ともに健康でいつまでも笑顔でいきいきとした生活を送るための支援をすることを目的とする。

~~~~~  
**正 誤**  
 ~~~~~

平成26年6月13日付け第3775号付け告示「道路の区域変更について」表中

頁	項	誤	正
1	県道 高岡小杉線	高岡市下伏間江 352番 1 から 富山市下伏間江 353番 1 まで	高岡市下伏間江 352番 1 から 高岡市下伏間江 353番 1 まで

平成26年6月13日付け第3775号付け告示「道路の供用開始について」表中

頁	項	誤	正
2	県道 高岡小杉線	高岡市下伏間江 352番 1 から 富山市下伏間江 353番 1 まで	高岡市下伏間江 352番 1 から 高岡市下伏間江 353番 1 まで

